

## 地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

政府は、地方創生の推進に向け、4月には、地域再生法の改正により、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税等を創設し、6月には、総合戦略の実現を図るための具体的な方向性を「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」としてとりまとめている。

しかしながら、地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、徒に地域間の競争を招かないよう公平な条件を整えた上で、国・都道府県・市町村等がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

このような観点から、国は、医療・教育に係る少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通網、交通基盤、情報通信基盤等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策について、その果たすべき責務を法令等で明確にした上で、実効性のある取組を早急に実施すべきである。あわせて、国と地方の協議の場の実効性の確保、地方の提案に基づく権限移譲等の推進、義務付け・枠付けの見直し、役割分担に見合った税財源配分の実現など、地方分権改革についても、より一層推進すべきである。

また、平成27年における合計特殊出生率（概数）は1.46と前年より微増したものの、その水準は依然として低く、平成27年国勢調査の人口速報による我が国の人口は、初めて減少に転じた一方、住民基本台帳人口移動報告による首都圏への転入超過は約12万人（対前年比1万3千人増）と、依然拡大が進んでいる。政府は、子育てのしやすい環境を積極的に整備し、国全体での自然増の底上げを主導的に進めるとともに、地方の人口流出に歯止めをかけるため、危機感を持って地方回帰・定着を促進するための抜本的な対策を講じるべきである。

特に、首都圏への転入者に占める若者の割合が高いことをかんがみ、地方大学等が

地方に若者を留める受け皿となっていることから、卒業後の地方における就職・定住につなげるため、地方大学等の運営基盤の充実を図るとともに、地元企業に対するインターンシップの充実や地元回帰等に係る奨学金免除制度の拡充など、首都圏の若者に対する地方への就職支援策の一層の拡充が求められる。

よって、国は、地方創生の取組が国民運動的に展開されるよう、国民の関心を高める広報・啓発活動をより一層充実し、分権型社会の実現に向けた積極的な取組を行うとともに、地方が創意工夫により、多様な主体と連携を図りながら、地方への移住定住政策をはじめとする地方創生に資する取組を安定的に実施できるよう、必要な措置を積極的に講じられたい。

以上決議する。

平成 28 年 6 月 8 日

全 国 市 長 会